

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2026.1.13



モルガン・スタンレー 新興国債券オポチュニティ・ファンド

<年1回決算型>(為替リスク軽減型)

<年1回決算型>(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
為替リスク軽減型	追加型	海外	債券	その他資産	年1回	エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)
為替ヘッジなし								なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(債券 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「モルガン・スタンレー 新興国債券オポチュニティ・ファンド <年1回決算型>(為替リスク軽減型)」、「モルガン・スタンレー 新興国債券オポチュニティ・ファンド<年1回決算型>(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年12月26日に関東財務局長に提出しており、2026年1月11日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産額:50兆2,579億円

(2025年9月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。



資産形成における債券投資の新たな選択肢

本ファンドは、主として新興国およびフロンティア諸国の政府機関等や企業が発行する債券ならびにデリバティブ取引に係る権利等に投資し、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

これらの地域の債券は先進国の債券と比べて金利水準が高く、債券投資を通じて相対的に高い利回りが期待されます。

さらに、新興国およびフロンティア諸国の現地通貨建ての公社債を幅広く投資対象とすることで、通貨・地域の分散効果も活用できると考えています。

先進国以外の多様な債券市場に投資する本ファンドは、債券投資の新たな選択肢として、皆さまの資産形成に貢献できるものと考えています。

*本ファンドにおいて、フロンティア諸国とは、新興国よりも市場規模が小さく、経済的・制度的な発展段階が初期にある国を指します。

2025年12月

三菱UFJアセットマネジメント株式会社



ファンドの名称	略称
モルガン・スタンレー 新興国債券オポチュニティ・ファンド <年1回決算型>	(為替リスク軽減型)
	(為替ヘッジなし)

各々を「各ファンド」ということがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

新興国およびフロンティア諸国の公社債を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



主として新興国およびフロンティア諸国の公社債ならびにデリバティブ取引に係る権利等に投資を行います。

- 「為替リスク軽減型」は、外国投資法人であるモルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ・エマージング・マーケッツ・デット・オポチュニティーズ・ファンドの円建ての投資信託証券(クラスZH・円)*を主要投資対象とします。
- 「為替ヘッジなし」は、外国投資法人であるモルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ・エマージング・マーケッツ・デット・オポチュニティーズ・ファンドの円建ての投資信託証券(クラスZ・円)*を主要投資対象とします。

*以下、総称して「エマージング・マーケッツ・デット・オポチュニティーズ・ファンド」ということがあります。

- 各ファンドは、マネー・マザーファンドへの投資も行います。
- エマージング・マーケッツ・デット・オポチュニティーズ・ファンドへの投資を通じて、新興国およびフロンティア諸国の公社債ならびにデリバティブ取引に係る権利等に投資を行います。

・当ファンドにおいて、フロンティア諸国とは、新興国よりも市場規模が小さく、経済的・制度的な発展段階が初期にある国を指します。

・公社債ならびにデリバティブ取引に係る権利等とは、先進国通貨建てならびに現地通貨建てのソブリン債、社債(投資適格未満の債券を含む)、先物取引、およびスワップ取引等(トータルリターン・スワップを含みます。)です。また、転換社債、偶発転換社債(CoCo債)に加え、新興国およびフロンティア諸国以外で発行された債券、株式等に投資を行ったり、オプション取引(スワップションを含みます。)や直物為替先渡取引(NDF)等を活用したりする場合があります。

■ 偶発転換社債(CoCo債)

CoCo債とは、発行体が破綻する前において2つの偶発条件(①発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合、②発行体が実質破綻*となった場合)の少なくともいずれかに該当した場合、元本削減や普通株へ転換されるトリガーリー条項**が実質的に付されたものをいいます。

*実質破綻とは、金融当局等から元本の削減または公的機関の資金援助がなければ存続できないと認定されること等をいいます。

**トリガーリー条項の具体的な内容は、各国の規制や発行体の業種等により異なることがあります。

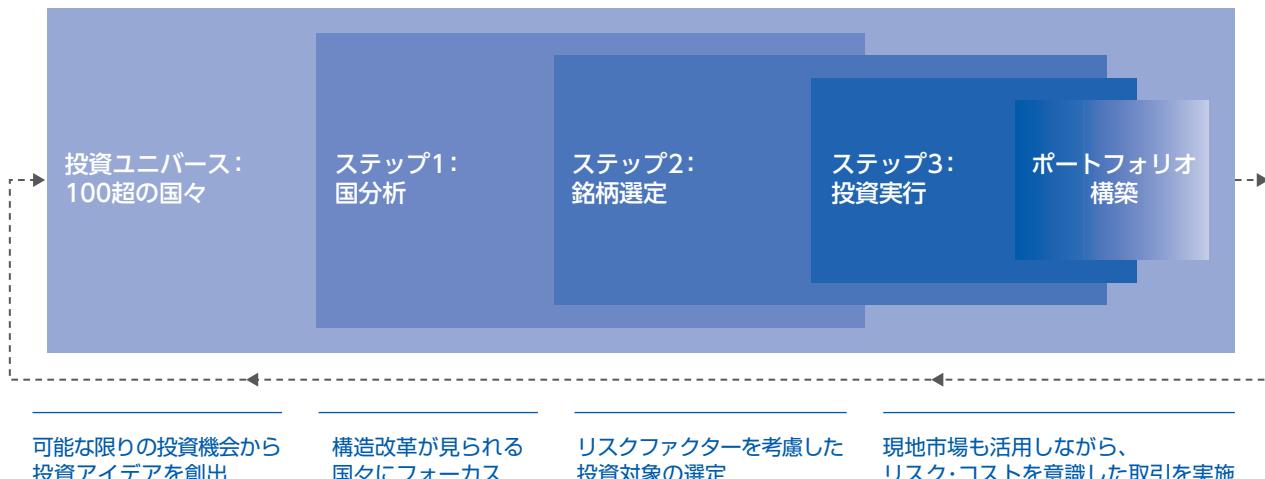
■ 直物為替先渡取引(NDF(ノン・デリバラブル・フォワード))取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

特色2

各国のマクロ経済や政治などに関する分析に加え、ファンダメンタルズの変化の方向性に焦点を当てた運用を行います。

- マクロ経済、財政、金融政策を含む各国の動向を分析し、構造改革を進める国やその転換点にある国の状況を把握します。
- 市場分析とファンダメンタル分析を組み合わせて、リスク水準に対して高いリターンが期待できる銘柄を選定します。

■運用プロセス



(出所)モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの資料に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成

- 上記はポートフォリオ構築の概略を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄等の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。
- 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色3

エマージング・マーケット・デット・オポチュニティーズ・ファンドの運用は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行います。

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(所在地:英国ロンドン)は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの欧州拠点です。
- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレーの資産運用部門で、大手の資産運用グループの一つです。

※モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、運用の指図権限をさらに、モルガン・スタンレーブループの他の会社に委託する場合があります。

為替リスク軽減型、為替ヘッジなしの2つがあります。

- 「為替リスク軽減型」は、原則として、投資する投資信託証券において、当該投資信託証券の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減をはかります。

※実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、実質的な組入通貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

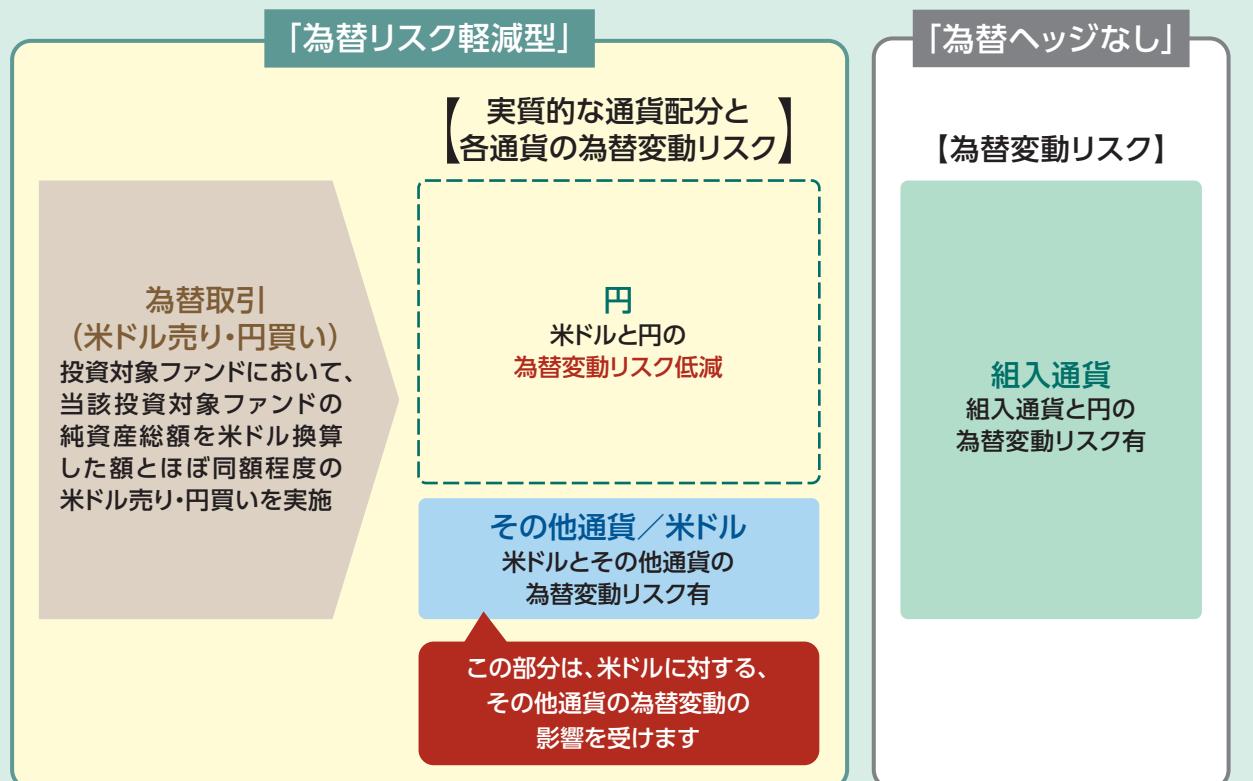
※為替取引を行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

※投資する投資信託証券において、上記以外の為替予約取引を行うことがあります。

- 「為替ヘッジなし」は、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

※投資する投資信託証券において、為替予約取引を行うことがあります。

「為替リスク軽減型」と「為替ヘッジなし」の為替変動リスクのイメージ図



- ・上記は理解を深めていただくためのイメージです。
- ・為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。



年1回の決算時(8月7日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

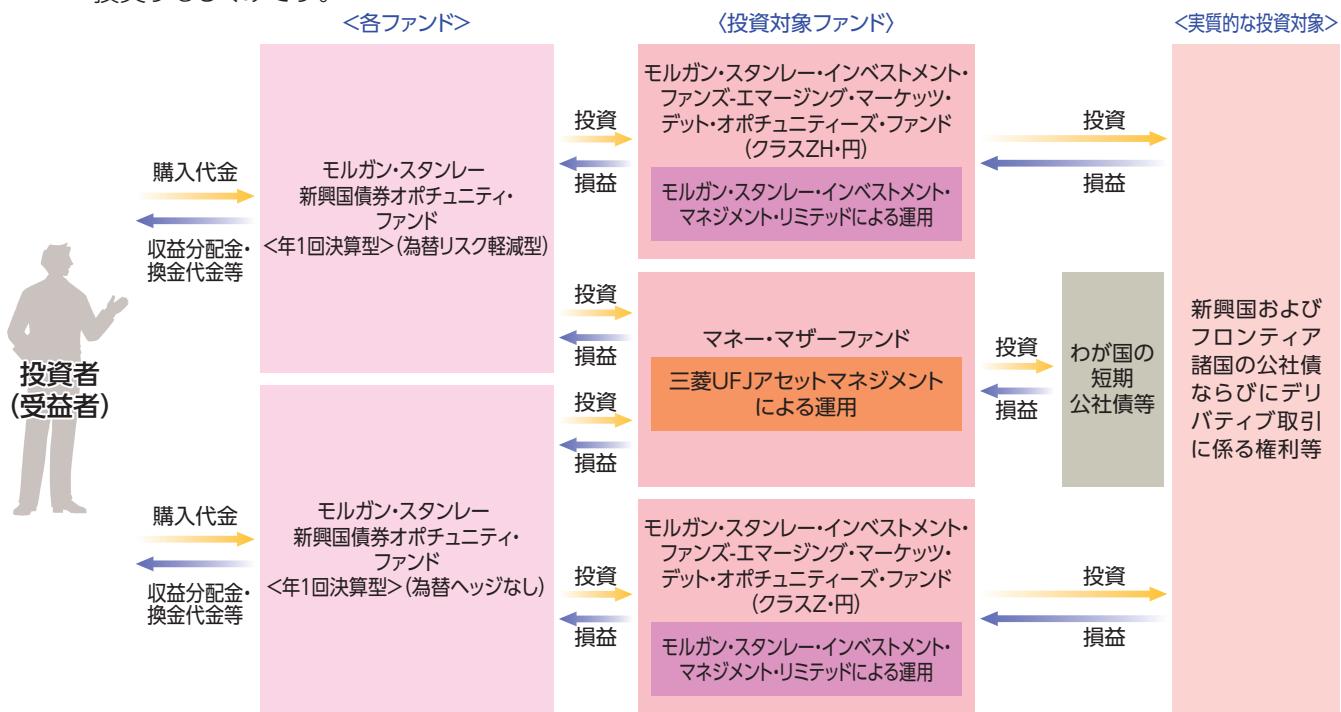
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は2026年8月7日です。)

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



※受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、商品性(投資対象ファン
ド等)が変更となる場合があります。

■ 各ファンドおよび「モルガン・スタンレー 新興国債券オポチュニティ・ファンド<3ヵ月決算型> (為替リスク軽減型)
予想分配金提示型」・「モルガン・スタンレー 新興国債券オポチュニティ・ファンド<3ヵ月決算型> (為替ヘッジなし)
予想分配金提示型」の間でのスイッチングが可能です。
販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより換金をする場合、換金代金の利益に対して税金がかかります。
くわしくは販売会社にご確認ください。

■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

■投資対象ファンドの概要

モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ・エマージング・マーケット・デット・オポチュニティーズ・ファンド (クラスZH・円) / (クラスZ・円)	
形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
管理会社	MSIM ファンド・マネジメント(アイルランド)・リミテッド
投資運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド
副投資運用会社	イートン・バンス・マネジメント*
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・新興国およびフロンティア諸国の国債・社債(ハイイールド債券を含みます。)を主要投資対象(デリバティブ取引を活用した実質的な保有分を含みます。)とし、トータルリターンの獲得をめざします。 ・デリバティブ取引には、債券、通貨、金利などの金融商品に対してのロング・ポジションまたはショート・ポジションをとることを含みます。 ・新興国およびフロンティア諸国の国債・社債には転換社債等を含みます。 ・投資にあたっては、国・通貨・セクターのエクスポージャーを決定に、マクロ経済および各国の分析を活用します。加えて、市場分析とファンダメンタル分析を組み合わせて、リスク水準に対して高いリターンが期待できる銘柄を選定します。 ・新興国およびフロンティア諸国以外で発行された債券や株式等に投資をする場合があります。 ・リスクおよび取引コストを減じる目的ならびに効率的な運用を目的として、デリバティブ取引を利用する場合があります。 ・各クラスにおいて、組入外貨建資産に対し、それぞれ以下の為替取引を行います。 <p>(クラスZH・円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減をはかります。米ドル以外の通貨建て資産について、当該通貨売り米ドル買いの為替取引を行うことがあります。 <p>(クラスZ・円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル以外の通貨建て資産について、当該通貨売り米ドル買いの為替取引を行うことがあります。
主な投資対象	新興国およびフロンティア諸国の国債・社債(ハイイールド債券を含みます。)ならびにデリバティブ取引に係る権利等を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・新興国およびフロンティア諸国の国債・社債(ハイイールド債券を含みます。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の70%以上とします。(デリバティブ取引を活用した実質的な保有分を含みます。) ・組入債券の格付けについて、S&PのD格、Moody'sのC格、無格付けの債券への投資割合は、ファンドの純資産総額の20%以下とします。 ・偶発転換社債(CoCo債)への投資割合は、ファンドの純資産総額の20%以下とします。 ・新興国およびフロンティア諸国以外で発行された債券や株式等への投資割合は、ファンドの純資産総額の30%以下とします。
運用管理費用 (信託報酬)	<p>(クラスZH・円)</p> <p>純資産総額の年0.78%以内</p> <p>(投資先ファンドにおいて最大で年0.03%控除される米ドル売り円買いの為替取引にかかる手数料を含みます。)</p> <p>※運用費用に加え、その他管理等の費用がかかります。</p> <p>(クラスZ・円)</p> <p>純資産総額の年0.75%</p> <p>※運用費用に加え、その他管理等の費用がかかります。</p>
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。 また、有価証券の貸付を行った場合、その収益の一部がレンディング・エージェントへ支払われます。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2026年2月12日
決算日	毎年12月31日
収益分配方針	原則として分配を行わない方針です。

*イートン・バンス・マネジメントはモルガン・スタンレーブループの投資運用会社です。

マネー・マザーファンド

投資態度	主としてわが国の短期公社債等に投資を行います。
------	-------------------------



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる公社債等の価格変動を受けます。

- ・公社債等の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、公社債等の価格は下落し、組入公社債等の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による公社債等の価格の変動は、一般にその公社債等の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。
- ・転換社債は、株式および債券の両方の性格を有しており、株式および債券の価格変動の影響を受け、組入転換社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

【デリバティブ(派生商品)の取引等に関するリスク】

デリバティブ取引等は金利変動、為替変動等を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。買い建てたデリバティブ取引等(ロング・ポジション)の価格が下落した場合、もしくは売り建てたデリバティブ取引等(ショート・ポジション)の価格が上昇した場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、ロング・ポジションの価格が下落する一方、ショート・ポジションの価格が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。また、デリバティブ取引等は、少額の証拠金をもとに多額の取引を行うため、損失が発生した場合には、金利変動、為替変動等の影響が増幅され、多額の損失をもたらす場合があります。

為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、外貨建資産に投資を行います。

■為替リスク軽減型

原則として投資する投資信託証券において、当該投資信託証券の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、組入通貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、円の金利が米ドルの金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

■為替ヘッジなし

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。



投資リスク

信用リスク

公社債等の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、公社債等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

また、当ファンドが投資する外国投資信託証券ではデリバティブ取引等を利用しますが、その取引相手の倒産等により、取引が不履行になるリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあり、その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。

流動性 リスク

公社債等を売却あるいは取得しようとする際や、デリバティブ取引等を行おうとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリー・ リスク

ファンドは、主に新興国およびフロンティア諸国の公社債等に投資を行います。新興国およびフロンティア諸国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

低格付債券への 投資リスク

ファンドは、格付けの低い公社債等に投資する場合があり、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。直物為替先渡取引(NDF)の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

＜モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが運用する外国投資法人の信用リスク管理方法＞

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが運用する外国投資法人の管理会社および投資運用会社は、当該外国投資法人において、欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。



投資リスク

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

右図におけるファンドの年間騰落率はありません。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年10月末～2025年9月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指標値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

■基準価額・純資産の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■分配の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■主要な資産の状況

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■年間收益率の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・12月24日
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	当初申込期間：2026年1月13日から2026年2月17日まで 継続申込期間：2026年2月18日から2027年5月6日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の取得・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することができます。
	スイッチング	各ファンドおよび「モルガン・スタンレー新興国債券オポチュニティ・ファンド<3ヵ月決算型>(為替リスク軽減型)予想分配金提示型」・「モルガン・スタンレー新興国債券オポチュニティ・ファンド<3ヵ月決算型>(為替ヘッジなし)予想分配金提示型」の間でのスイッチングが可能です。 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。 また、スイッチングにより換金をする場合は、換金代金の利益に対して税金がかかります。 くわしくは販売会社にご確認ください。
	信託期間	2036年8月7日まで(2026年2月18日設定) 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・各ファンドについて、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなった場合には繰上償還となります。
	繰上償還	

決算日	毎年8月7日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2026年8月7日
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限3.30%(税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	ありません。		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	各ファンドの日々の純資産総額に対して、次に掲げる率をかけた額とします。					
			信託報酬率				
		為替リスク軽減型	年率1.10%(税抜 年率1.00%)				
		為替ヘッジなし	年率1.133%(税抜 年率1.03%)				
1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365)							
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。							
各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。							
支払先		配分(税抜)	対価として提供する役務の内容				
		為替リスク 軽減型	為替ヘッジ なし				
委託会社		0.37%	0.40%				
販売会社		0.60%					
受託会社		0.03%					
※上記各支払先への配分には、別途消費税相当額がかかります。							
各ファンドの純資産総額に対して、次に掲げる率をかけた額となります。							
為替リスク軽減型		年率0.78%以内					
為替ヘッジなし		年率0.75%					
(運用および管理等に係る費用、マネー・マザーファンドは除きます。)							
※投資対象とする外国投資信託証券では、保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。また、有価証券の貸付を行った場合、その収益の一部がレンディング・エージェントへ支払われます。投資対象とする外国投資信託証券においては、実質的な保管報酬および事務処理に要する諸費用は事前に把握ができないため表示しておりません。							
各ファンドの純資産総額に対して、次に掲げる率をかけた額となります。							
為替リスク軽減型		年率1.88%程度(税抜 年率1.78%程度)					
為替ヘッジなし		年率1.883%程度(税抜 年率1.78%程度)					
※投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。							

その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。
	・監査法人に支払われるファンドの監査費用
	・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
	・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等
	・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
	・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等
	※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2025年9月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間が到来していないため、該当事項はありません。

MEMO

MEMO



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html